

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令

内閣は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十八条第三項及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 成育医療等協議会（第一条―第七条）

第二章 政令で定める計画（第八条）

附則

第一章 成育医療等協議会

（組織）

第一条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「法」という。第十七条に規定する成育医療等協議会（以下「協議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

第二条 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第三条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第四条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(議事)

第五條 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

第六條 協議会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処理する。

第七條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第八章 政令で定める計画

第一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三條の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画

第二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十八條第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画

第三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十二條の規定に基づき都道府県が策定する同法第十一條第二項第三号に規定する自立促進計画

第四 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一條第二項に規定する都道府県障害者計画

第五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第十條第一項に規定する予防計画

第六 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四條第一項に規定する都道府県男女共同参画計画

第七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第二條の三第一項に規定する都道府県基本計画

第八 健康増進法(平成十四年法律第六十三号)第八條第一項に規定する都道府県健康増進計画

第九 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十七條第一項に規定する都道府県食育推進計画

第十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第八十九條第一項に規定する都道府県障害福祉計画

第十一 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第十三條第一項に規定する都道府県自殺対策計画

第十二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第十二條第一項に規定する都道府県がん対策推進計画

第十三 教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第十七條第二項の規定により都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

第十四 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第九條第一項に規定する都道府県子ども・若者計画

第十五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二條第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

第十六 子ども・貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第九條第一項に規定する都道府県計画

第十七 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第九号)第十四條第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画

第十八 ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)第十三條第一項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

第十九 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成三十年法律第五号)第十一條第一項に規定する都道府県循環器病対策推進計画

2

(厚生労働省組織令の一部改正) 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十條中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同条第十三号中「第九十九條第十号」を「第九十九條第十一号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第四号)第十一條第一項に規定する成育医療等基本方針(第九十九條第一号において「成育医療等基本方針」という。)の策定及び推進に関すること。

第九十九條中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号として次の一号を加える。

一 成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(令和元年十二月一日)から施行する。